

奈良県選挙管理委員会告示第六十五号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

第六十三条の二第一項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第六項（同条第八項）」を「同条第七項（同条第九項）」に改める。

別記第十一号様式の三その一の裏備考8、別記第十一号様式の三その二備考7、別記第十一号様式の三その三備考8、別記第十一号様式の三の二備考5及び別記第十一号様式の四備考5を削る。